

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名	中央卸売市場	
許認可等名	仲卸業務の許可	
根拠法令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根拠条項	第18条第1項	
連絡先	(電話 628-2759)	
審査基準	基 準	<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第18条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、前条に定める取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が第21条又は第72条第2項の規定による市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。</p>
	参考事項	徳島市中央卸売市場業務条例第17条
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しないものについて はその理由)	総日数 15日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

基 準

(7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

第18条第4項第7号の「前条に定める数の最高限度」は、青果部36、水産物部22である。

* 仲卸業者許可申請書は、別紙様式第5号とする。